

戦後福山市重度・重複障害児教育史研究
—資料の収集・分析と関係者への聞き取り調査—

○吉井涼 今中博章 高橋実 我妻享

(2023年6月5日 重点研究発表会)

1. 問題の所在と目的

福山市における重度・重複障害児教育の成立と展開を、福祉・医療施設との関係性に着目しながら検討すること

- 同市の学校と施設に関する文書資料の発掘と整理を行う
- 学校・施設関係者へ聞き取り調査を行い、文書資料を補完する

重度・重複障害児教育史

戦後日本の養護学校義務制実施以前

- 知的障害児や肢体不自由児、重度・重複障害児の多くは、就学猶予・免除体制のもと、学校教育の対象外
- 福祉施設が学校教育を補完

1956（昭和31）年の公立養護学校整備特別措置法の施行

- 肢体不自由児施設内の特殊学級や分校は、肢体不自由養護学校へと転換
- 1975（昭和50）年度以降、就学の免除者は減少に転じ、1979（昭和54）年に養護学校義務制が実施

重度・重複障害児教育史研究の意義

- この過程において、肢体不自由養護学校は、それまでにない教育を求められる。
- 障害の重い子どもへの教育に特例が認められたものの、具体は示されず、各学校・各教師にゆだねられていた。
- ここに、教師の専門性構築の過程を見ることができると。

現在も特別支援学校の教師たちは、重い子どもへの対応を模索し、専門性向上に取り組んでいる。過去の教師たちが遭遇した教育の諸課題の実態とその苦闘の歴史は、日々の教育活動を考え、振り返る指針

戦後の福山市における重度・重複障害児教育

戦後の広島県福山市

- 1962（昭和37）年、肢体不自由児施設である広島県立若草園福山分園が開設（現、広島県立福山若草園）。同分園の教育を担当するため、福山市立津之郷小学校の教員2名と済美中学校の教員1名が担当
- 1967（昭和42）年、若草園福山分園内に広島県養護学校福山分校が開校し、同校は1968（昭和43）年に独立校となり、広島県立福山養護学校と名称変更（現、広島県立福山特別支援学校）

（全国肢体不自由養護学校長会，1969）

福山市に焦点をあてる背景

重度・重複障害児教育史研究

- 肢体不自由養護学校を主たる対象として蓄積
- 肢体不自由養護学校における在籍児童生徒の重度・重複化や彼らに対する教育方法については、学校がいつ、どのような経緯と形態で開校されたのかによって異なる

地域の教育現実に立脚してその歴史を明らかにする

- 教育実践は、法律を含む国や県の方針に沿って展開されるだけでなく、各地域の実情や各地域で醸成されてきた考え方が何らかの形で反映されているものと考えられる。

2. 研究方法

- 福山市に焦点をあてた先行研究は見当たらない
→文書資料と口述資料の収集

分析の観点

- 福山養護学校の在籍児童生徒の障害の重度・重複化の実態と変化
- 福山養護学校の教員の問題意識と教育実践、教育課程の整備過程

倫理的配慮

- 福山市立大学研究倫理審査委員会承認済

研究の構成

1. 問題の所在と目的
2. 研究方法
3. 文書資料・口述資料の収集結果
4. 福山養護学校と福山若草園の開設経緯
5. 福山養護学校の在籍児童生徒数・教員数に関する基礎データ
6. 福山養護学校の在籍児童生徒の実態
7. 福山養護学校の教師の問題意識
 - (1) 障害児の教育を受ける権利保障に関して
 - (2) 養護・訓練の実施に関して
8. まとめと今後の課題

3. 文書資料・口述資料の収集結果

文書資料の収集先

- 福山特別支援学校、福山若草園にて資料調査・収集
- 広島県内の公文書館、図書館にて資料調査・収集
- 学校・施設関係者からの資料提供

収集方法

- ノートPCと非接触スキャナーによる複写
- コピー機による複写

文書資料の収集状況

福山養護学校開校初期の在籍児童生徒の実態や教師の問題意識を見ることが
できる資料の発掘

一方で、系統的ではない

学校要覧や研究紀要等の基礎的資料についても部分的な収集

(発行自体不明)

今後は、関係者への聞き取り調査の際に、所蔵資料について確認

+ 県内の特別支援学校（特に西条特別支援学校）が所蔵する資料の調査

口述資料の収集状況

- 現在までに、2名に調査の打診
- 1名に聞き取り調査の実施
- 当時の資料を提示しながら、当時を振り返り、自由に語る
- 今後、対象者を増やし、聞き取り調査を通じた口述資料の収集を続けるとともに、所蔵する文書資料の調査を行う。

6. 福山養護学校の在籍児童生徒の実態

- 障害の重度・重複化とは？
- どんな子どもが「障害が重い」とみなされたのか？

(先行研究から)

肢体不自由養護学校における障害の重度・重複化とは、原因疾患がポリオから脳性まひへと移り変わり、その中で精神遅滞を伴う重度の脳性まひ児が増加していったこと (丹野・安藤, 2011)

福山養護学校における脳性まひの占める割合

年	1968年 昭和43年	1969年 昭和44年	1970年 昭和45年	1971年 昭和46年	1972年 昭和47年
%	64.2	79.0	70.7	71.9	76.9

出典) 福山養護学校, 1972

- 福山養護学校は、脳性麻痺センター福山若草園から始まるため、開校当初から脳性まひ児が中心

1971年における福山養護学校教師の発言

- ・重複障害児が多く、養護学校の中に特殊学級ができ、今それを受け持っている
- ・入学希望者は多いが、純然たる精神薄弱が多い
- ・はじめのうちは定員の関係から、入学を許可していたが、1年たつと、どこにも行けないで困っている方がだんだん増していく。
- ・養護学校の立場から考えると、特殊学級へ入りやすいように啓蒙をやっていただくと同時に、特殊学級の質も高めていただかないと救われない子どもがでてくるのではと思う
- ・いずれは広島県にも精神薄弱の養護学校ができると思うが

出典) 高原俊則他, 1971

- ・ 1971年時点では、精神薄弱を対象とした福山北養護学校（1976年）が開校されていない。
- ・ 1971年度時点での入学資格（小）では、「(5)特に著しい知能障害をともなわず教育の成果があがる見込のあるもの。」（福山養護学校, 1988）

1967年と1981年における児童生徒の「歩行」「移動」能力

1967年（小・中）	1981年（小・中・高：学校）	1981年（小・中：施設）
普通に歩ける（22/50、44%） （小8、中14）	歩ける（60/102、58.8%） （小9、中18、高33）	歩ける（14/37、37.8%） （小10、中4）
歩行器を使って歩く（05/50、10%） （小5、中0）	不能（29/102、 28.4% ） （小16、中2、高11）	不能（14/37、 37.8% ） （小10、中4）

出典）福山養護学校，1967；1981

- 1967年時点においては、歩行能力の評価が、「1 歩行器をつかってあるく」から「5 普通に歩ける」までであり、歩けない児童生徒を想定していない。
- 1981年になると、移動能力の評価となり、「1 歩ける」「2 歩行器・つえ」「3 車イス」「4 不能ないし極めて困難」となり、歩けない児童生徒が在籍している。

1967年と1981年における児童生徒の「言語」能力

1967年（小・中）	1981年（小・中・高：学校）	1981年（小・中：施設）
軽度（21/50、42%）	わかる（59/102、57.8%）	わかる（17/37、45.9%）
重度（07/50、14%）	わからない（43/102、 42.2% ）	わからない（20/37、 54.1% ）
中度（14/50、28%）		
最重度（08/50、16%）		

出典）福山養護学校，1967；1981

- 1967年の言語の評価では、最重度が「言語による表現活動がほとんどできないもの」であり、重度が「簡単な単語なら大体聞きとれる」、中度が「話題を知っていれば大体わかる」、軽度が「比較的容易に話せる」となっている。
- 1981年になると評価基準が2項目しかないが、半数近くの言語が「わからない」と評価されている。

1967年と1981年における児童生徒の「上肢使用能力」

- 1967年では、上肢使用能力について、「1 日常生活がほとんどできない」と評価されたものは**50人中3人**である。そのほかは、介助により日常生活ができると評価
- 1981年は、食事が「できない」と評価されたものは、**102人中23人 (22.5%)**であり、衣服の着脱が「できない」と評価されたものは、**102人中30人 (29.4%)**

以上のことから、1981年には、開校当時に比べて、在籍児童生徒のADLや言語能力は低下していることが見て取れる。

7. 福山養護学校の教師の問題意識

(1) 障害児の教育を受ける権利保障に関して

- 学校開校後、数年は、「重障児」をどう受け入れるかが議論の中心
 - 一方で、条件入学、親の介助の必要性があり
- 「権利としての教育とは、ほど遠い実態」 (福山養護学校, 1988)

「外側からの父母の要求と、内部での動きが結合」 (福山養護学校, 1988)

→ 入学者の選考基準が変更されていく

(重障児の) 入学は、私たち教職員を大きく変えることになりました。今までの教材だけの教育のみでなく、食事や排便をふまえた、生活丸ごとが教育であること (以下、略)

1971年と1973年の出願資格

年度	出願資格
1971 昭和46	<p>(1)学令児（満六才）以上で広島県に保護者が在住し手足や体幹に異常があり、運動機能に障害のある者で長期療養を必要としないもの。</p> <p>(2)肢体の障害程度が著しく重度でなく、本校教育に適するもの。</p> <p>(3)目、耳などの感覚器官に重い障害をともなっていないもの。</p> <p>(4)重い内部疾患をともなっていないもの。</p> <p>(5)特に著しい知能障害をともなわず教育の成果があがる見込のあるもの。</p> <p>(6)集団生活に支障をおよぼすような性格をともなわないもの。</p>
1973 昭和48	<p>(1)年令・・・学令にあるもの。</p> <p>(2)居住・・・保護者が広島県に在住しているもの。</p> <p>(3)身体・・・手、足や体幹に障害があるもので長期の療養を必要としないもの。</p>

1968年度の入学許可状況報告

課程	本分校	学科		入学志願者数			受検者数			合格者数			合格率
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	
全日制	本校	小学部	1 学年	11	4	7	10	3	7	7	2	5	63.63
			2 学年	2	1	1	2	1	1	2	1	1	100
			3 学年	5	1	4	4	1	3	4	1	3	80
			4 学年	8	4	4	8	4	4	7	4	3	87.5
			5 学年	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100
			6 学年	3	2	1	3	2	1	3	2	1	100
			計	32	13	19	30	12	18	26	11	15	81.25
		中学部	1 学年	8	4	4	8	4	4	8	4	4	100
			2 学年	7	5	2	6	5	1	5	4	1	71.42
			3 学年	4	3	1	4	3	1	4	3	1	100
			計	19	12	7	18	12	6	17	11	6	85
		合計		51	25	26	48	24	24	43	22	21	84.31

重障児の通学付き添い問題

- 入学検査により、軽障児に合格通知の一方で、重障児のもとに合格通知はなし。その代わりに、管理職からの呼び出しにより、学校への付き添いの可否を問われ、それとひきかえに合格通知を手に入れる。
- 母親は仕事を休みながら、4月から毎日学校に付き添う。
- 6月ころから、同じ重障児を持つ親と相談し、通学付き添いの交代制を開始。正式の添乗員以外に、教員が、毎日交代で乗って、安全確保に努める。
- 職員会議で通学問題を検討。添乗員の増員を討議。2学期からは親の付き添いを登校又は下校だけにする。
- 添乗員が増員されるまでは、全職員が輪番で添乗を続けようとする。

7. 福山養護学校の教師の問題意識

(2) 養護・訓練に関して

養護・訓練の変遷

1971年 特殊教育諸学校小学部・中学部の学習指導要領の改訂

→ 「養護・訓練」（現、自立活動）の新設

- 肢体不自由養護学校では「体育・機能訓練」（小学部）が、教科の一部に位置づけられていた。体育・機能訓練は、「特別な技能を有する教職員が学校医（専門医）の処方に基づき」行うもの。
- 養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識や技能を有する教師が行なうことを原則とし、学校においては、全教師の協力のもとに養護・訓練に関する指導体制を整え、効果的な指導を行なうようにする（1971年学習指導要領）

1972年度の福山養護学校における養護・訓練の課題

「養護・訓練が、真に全教職員の課題になっていない」

アンケート調査の実施（提出者53名中24名）

養護・訓練に関する「具体的事項」として自由記述

- 「重複障害児に対してどうしたらよいかわからない。」
- 「訓練士が訓練を行えばよい。」
- 「訓練科の先生にまかせっきりである。」等

全教職員の協力のもとに行うものとされながらも、「現場では今までと余り変わらない」とする回答もあった。

現時点でのまとめ・考察

- 1972年時点において既に、重複学級以外の学級においても、知的障害を伴う子どもが各学年に1人は在籍していた。1972年時点の在籍児童生徒の多くは脳性まひ児ではあったが、その知的能力は平均かそれ以上の者がいた。重複学級においては重度の知的障害の子どもが在籍
 - 歩行や移動の能力、言語能力、ADL等においては、1980年代になると低下
- 一方で、
- 聞き取り調査の語りを踏まえると…
 - 障害の重度・重複化といった際には、起因疾患の変化、知的能力やADL等の点からだけでなく、教師自身がどのような「まなざし」を向けていたかにより変化すると考えられる。子どもの実態に関するデータの整理だけでなく、教師が子どもの障害をどう認識していたのかについても丁寧に見ていく必要がある。

今後の課題と展望

- 聞き取り調査の語りの整理と分析
- 引き続き、資料の収集を行い、福山市の重度・重複障害児教育史を明らかにしていく。
- 広島県の他の肢体不自由養護学校や、他都道府県の肢体不自由養護学校との比較検討を通じて、福山市の特徴を検討する。

引用文献

福山養護学校（1967）1967年学校要覧.

福山養護学校（1972）昭和47年度研究紀要.

福山養護学校（1981）1981年学校要覧.

福山養護学校（1988）創立二十周年記念誌.

教委障害児教育室（1968）福山養護校舎新築（43福山養護一件）.

高原俊則他（1971）第二章 座談会（広島県特殊教育の歩み。あの時、あのこと）. 特殊教育研究紀要, 11, 18-35.

丹野傑史・安藤隆男（2011）肢体不自由養護学校における特別学級の設置と教育課程の展開：東京都立肢体不自由養護学校に着目して. 障害科学研究, 35, 135-146.

教委障害児教育室（1968）福山養護校舎新築（43福山養護一件）.

全国肢体不自由養護学校長会（1969）肢体不自由教育の発展. 日本肢体不自由児協会.